

仕様書（案）

1 件名

小型自動車等借上げ（北海道運輸局・札幌管区气象台）

2 品目及び予定数量等

品目及び予定数量等は、別紙1「品目一覧」記載のとおりとする。

ただし、予定数量は契約期間における延べ日数を記載しており、実際の借上げについては、その都度発注する単価契約とする。

なお、選定車種については、以下の要件を満たす限り同等品を可とする。

- (1) 右ハンドル車であること。
- (2) 禁煙車であること。
- (3) 原則、カーナビゲーションシステム及びETC車載器、ドライブレコーダーを装備している車両であることを求めるが、搭載されていない場合は予約者へ連絡し調整の上、予約を完了させること。
- (4) 10月から翌年3月までの間は4WDであること。
- (5) ①別紙1、番号1に記載する車両は、少量の荷物と大人4人程度までの移動に使用するもので、小型乗用自動車であること。
②別紙1、番号2に記載する車両は、少量の荷物と大人5人程度までの移動に使用するもので、セダンタイプの普通乗用自動車であること。
③別紙1、番号3に記載する車両は、少量の荷物と大人5人程度までの移動に使用するもので、普通乗用自動車のうち、いわゆるアウトドアタイプの車種であること。
④別紙1、番号4に記載する車両は、冬期間に多人数の移動を想定していることから定員が7人以上の小型乗用自動車又は普通乗用自動車であること。

3 借上げ及び返還

(1) 借上げ及び返還場所

原則、借上げ及び返還場所は、別紙2の「納入先一覧」を基本とする。

(2) 受注者営業所

別紙2に記載する事務所住所から8キロメートル以内に営業所を有すること。

(3) 返還時の給油

原則、使用した数量相当の燃料を給油した後に返還する。

ただし、借り上げ途中において給油を行った場合は満タンの状態で返却するものとし、ガソリン代金は請求しないこととする。

4 発注

(1) 発注事務所

別紙2参照

(2) 発注方法

発注は、北海道運輸局及び札幌管区气象台担当者から別紙1記載の品目等(車種及び規格)及び借上げする日程等の書面の提出により行なうこととする。

発注は、借上げ開始日の前日から起算してその3営業日前までに行うことを原則

とするが、緊急の場合はこの限りではない。

(3) 車両の確保

受注者は、借上げ開始日の前日から起算してその3営業日前までに発注があった際は、原則発注に応じなければならない。

ただし年末年始、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク等の繁忙期については、受注者が事前に書面により通告した場合に限り、上記発注日を最大10営業日まで延長することができる。

なお天候等によりやむを得ない場合を除く。

5 保険補償及び免責補償

保険補償内容は以下のとおりであること。

- ・対人賠償 1名につき無制限
- ・対物賠償 1事故につき無制限（免責0円）
- ・車両補償 1事故につき時価（免責0円）
- ・人身傷害 1名につき3,000万円以上

6 休業補償

北海道運輸局又は札幌管区気象台は、自己の責に帰する事故により受注者に損害を与えた場合は、ノンオペレーションチャージとする。

7 借受期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

8 代金の請求方法

請求書の宛名は「北海道運輸局（長）」、「札幌管区気象台長」とする。

代金の請求は、1か月間の履行終了後、全所属の利用分をまとめて行うものとする。

その際、消費税を加算した額を請求するものとする。

なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により北海道運輸局担当官に報告すること。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は協議する。

10 その他

- (1) 本仕様に疑義が生じた場合は、北海道運輸局担当官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 借上車の故障等について、北海道運輸局及び札幌管区気象台に著しい過失なく発生したものについては、北海道運輸局及び札幌管区気象台は、その責めを負わないこととする。
- (3) 別紙1「品目一覧」記載の数量及び別紙2・3の「発注先一覧」発注先等については、予定であるので実際と相違しても異を唱えないこと。
- (4) 受注者は、貸渡約款で定めた所定の貸渡証を交付し、借上げ車の運転者にこれを携行するよう指示しなければならない。

借上げ車種等品目一覧

【R8年度】

番号	品目	規格	単位	北海道運輸局 予定数量	札幌管区气象台 予定数量	合計 日数
1	小型乗用自動車借上げ	トヨタ ヴィッツ クラス	日	194	29	223
2	小型乗用自動車借上げ	スバル インプレッサ クラス	同上	76	16	92
3	普通乗用自動車借上げ	ニッサン エクストレイル クラス	同上	28	28	56
4	小型又は普通乗用自動車借上げ	トヨタ ノア 4WD (8人) クラス	同上	32	11	43

発注先一覧

	場所・事務所名	郵便番号	住所	電話	備考
1	北海道運輸局	060-0002	札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館	011-290-2711	
2	札幌運輸支局	065-0028	札幌市東区北28条東1丁目1番1号	011-731-7166	

発注先一覧

	場所・事務所名	郵便番号	住所	電話	備考
1	札幌管区气象台	060-0002	札幌市中央区北2条西18丁目	011-611-6127	